

# JIS

## 塩水噴霧試験方法

JIS Z 2371 : 2015

(SFJ/JSA)

平成 27 年 6 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	奈良 広一	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	伊藤 納奈	独立行政法人産業技術総合研究所
	江前 敏晴	筑波大学
	大久保 友恵	レンゴー株式会社
	大谷 聖子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大谷 吉生	金沢大学
	柿本章子	主婦連合会
	金田 徹	関東学院大学
	重松 康夫	一般財団法人日本規格協会
	鈴木 知道	東京理科大学
	鈴木 由紀子	王子ホールディングス株式会社
	関 順子	日本製紙株式会社
	高津 章子	独立行政法人産業技術総合研究所
	中本文男	一般財団法人日本品質保証機構
	淵田 隆義	女子美術大学
	古谷 涼秋	東京電機大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 30.12.16 改正：平成 27.6.22

官 報 公 示：平成 27.6.22

原 案 作 成 者：一般社団法人表面技術協会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-7-1 神田レンガビルディング TEL 03-3252-3286)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員長 奈良 広一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験用の塩溶液	2
4.1 試験用の塩溶液の調製	2
4.2 試験用の塩溶液の pH の調整	3
4.3 懸濁物のろ過	3
5 装置	4
6 腐食性に関わる装置の再現性の検証方法	5
6.1 一般	5
6.2 中性塩水噴霧試験	6
6.3 酢酸酸性塩水噴霧試験	7
6.4 キャス試験	8
7 試験片	9
7.1 試験片の取扱い	9
7.2 試験片の大きさ	9
7.3 試験片の調製	9
8 試験片の配置	9
9 試験条件	10
10 試験時間	10
11 試験中の注意事項	11
12 試験後の試験片の処理	11
13 試験結果の表し方	11
14 試験報告書	12
附属書 A (参考) 噴霧液の排出及び排水の処理装置をもった装置の一例	14
附属書 B (参考) 腐食性に関わる装置の再現性の検証方法 (亜鉛の照合試験片)	16
附属書 C (規定) 塗膜などの有機被膜をもつ試験片の作製	18
附属書 JA (参考) 試験片の置き方及び位置	20
附属書 JB (参考) 腐食生成物の除去方法	21
附属書 JC (規定) レイティングナンバ方法	25
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表	40
解 説	45

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人表面技術協会（SFJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 2371:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 塩水噴霧試験方法

## Methods of salt spray testing

## 序文

この規格は、2012年に第3版として発行されたISO 9227を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JDに示す。

## 1 適用範囲

この規格は、金属材料、及びめっきなどの無機皮膜又は塗膜などの有機被膜を施した金属材料の耐食性試験として、中性塩水噴霧試験、酢酸酸性塩水噴霧試験及びキャス試験を行う場合、必要となる塩溶液、試験装置及び手法（腐食性に関わる装置の再現性の検証方法、試験片、試験条件、試験結果の表し方など）について規定する。

**警告** この規格に基づいて試験を行う者は、通常の試験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において、安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 9227:2012, Corrosion tests in artificial atmospheres—Salt spray tests (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯

JIS K 5600-1-4 塗料一般試験方法—第1部：通則—第4節：試験用標準試験板

**注記** 対応国際規格：ISO 1514:2004, Paints and varnishes—Standard panels for testing (MOD)

JIS K 5600-1-7 塗料一般試験方法—第1部：通則—第7節：膜厚

**注記** 対応国際規格：ISO 2808:2007, Paints and varnishes—Determination of film thickness (MOD)

JIS K 8145 塩化銅(II)二水和物(試薬)

JIS K 8150 塩化ナトリウム(試薬)

JIS K 8180 塩酸(試薬)